

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年10月30日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいた日から2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 - イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
 - イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 2 国名：インド 担当：経済基盤開発部
案件名：ベンガルルール及びマイソール都市圏ITSマスタープラン策定調査プロジェクト

1 契約予定期間：2014年1月上旬～2015年6月下旬

2 参加要件

- (1) 海外における交通管理及びITSに係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。
- (2) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等
特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年11月13日から2013年11月15日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年11月13日から2013年11月18日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年11月29日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 12月中旬
- (5) 契約交渉 : 12月中旬～12月下旬

5 業務の目的

カルナタカ州の州都であるベンガルルールは、人口約870万人（国内第5位）の南部インドの産業都市であり、インド最大の情報通信産業集積地であることから、インドのシリコンバレーと称され、経済の牽引役としての期待が高い。

都市圏の道路総延長は、約11,000kmであり、放射状道路が中心部から各方面へ整備されているのに加え、環状道路が市内中央部から内環状道路（約70km）、外環道路（約65kmが供用）、周辺環状道路（約110kmが供用）が整備・計画されている。車両登録台数は470万台（4輪車占有率17%）、登録台数増加率は10%を過去10年間維持してきており、人口増加率3.25%と比べて著しく高い水準であり、急激に車両数が増加している。公共交通は、市内バスが約6500台、300路線及びメトロが計画フェーズ1として、1路線延長6.7kmが2011年に運行開始している。

ITSに関しては、交通警察により「B-TRAC」と呼ばれる交通管制センターが整備され、CCTVによる監視、信号無視等の取締り、一部区間の信号制御等が実施されており、インドのモデルケースとされている。

交通に関する課題は、大規模な工業団地の発展及び放射道路沿いの市街地発展に伴う車両台数の増加、交通量の増加であり、特に通勤車両により市内で激しい交通渋滞が発生しており、経済活動への影響並びに環境悪化が深刻化している。

このような中、2012年2月に日インド共催によるITSセミナーがベンガルルールで開催されたこともあり、インドは、我が国が有するVICIS(道路交通情報システム)等に代表される世界的にも高度な道路交通情報の収集・分析・提供システムに高い関心を有し、ベンガルルール都市圏におけるITSマスタープラン策定調査の実施を我が国に要請した。なお、インドはベンガルルール周辺環状道路の全線供用に合わせて料金徴収を開始することを検討しており、ITSマスタープランにおいて同道路のTMS（課金システム）及びHTMS（交通管制システム）についても含めたいとしている。また、ベンガルルール南西140kmに位置する人口約130万人(2011)、年間約1300万人の旅行者が訪れる観光都市であるマイソールについても、市内交通の改善による環境保全、観光客の誘致が重要な施策となっていることから、ITSマスタープランの対象に含めるようインドは要請した。

JICAは、係る要請を受けて2013年8月に詳細計画策定調査団を派遣し、現地調査及び関係機関との協議を行い、2013年9月にカルナタカ州政府と本プロジェクトの概要につき、実施合意文書(Record of Discussion、以下、「R/D」)にて合意に至った。

本業務は、R/Dにもとづき、交通問題が深刻化しているベンガルルール都市圏を主な対象とし、隣接都市であるマイソールも加えた、交通渋滞の改善に資するITS導入に係るマスタープランを策定し、ベンガルルールに関しては、優先度の高い事業に係る基本設計を実施するものである。

6 業務の範囲及び内容

(1) 対象地域

インド国カルナタカ州ベンガルルール都市圏及びマイソール都市圏

(2) 相手国関係機関

カルナタカ州都市交通局、ベンガルルール都市開発局、ベンガルルール市を主なカウンターパートし、その他のベンガルルール及びマイソール都市圏における交通関連機関との調整を図る。

(3) 業務の内容

- 1) プロジェクトの背景・経緯の確認、調査計画の策定

- 2) インセプションレポートの作成、協議
- 3) 社会経済状況及び都市交通分野に係る現況、将来の動向の把握
- 4) ITSの現況及び将来計画の把握、意向調査
- 5) 交通調査/需要予測
 - ・既存文献調査
 - ・必要に応じた補足的な交通調査の実施
 - ・交通需要予測
- 6) カウンターパート研修の企画・実施
 - ・本邦における研修に加え、渋滞課金に係る第三国研修の検討
 - ・研修の実施
- 7) ITSマスタープランの基本方針の策定
 - ・交通インフラの最適活用、交通管理の観点からの課題の整理
 - ・ITSマスタープラン策定の基本方針の検討
 - ・渋滞課金システムの検討
 - ・共通カードの導入に係る検討
 - ・ITSのメニューの検討、導入による効果の予測
 - ・基本方針等に係る当機構との打合せ、インド国側への説明・協議
- 8) ITSシステムの概略検討
 - ・短期、中期、長期に導入する施設、設備、ソフト等の検討
 - ・技術仕様、概略の必要数量等の検討、積算
- 9) ITS運営管理内容、体制の検討
- 10) 資金調達計画の作成及び経済財務分析
- 11) ITSマスタープランの策定
- 12) ベンガルールにおける短期的対策に係る基本設計
- 13) ドラフトファイナルレポートの作成、インド国側への説明・協議
- 14) ファイナルレポートの作成

7 成果品等

- (1) インセプションレポート：2014年 1月中旬
- (2) ベンガルール都市圏ITSマスタープラン：2014年 7月中旬
- (3) マイソール都市圏ITSマスタープラン：2014年10月中旬
- (4) 短期的対策に係る基本設計：2014年12月中旬
- (5) ドラフトファイナルレポート：2015年 4月中旬
- (6) ファイナルレポート：2015年 6月中旬

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括/交通管理計画【評価対象予定者】
- (2) ITS計画1（都市内）【評価対象予定者】
- (3) ITS計画2（周辺環状道路）
- (4) ITS計画3（流入制限・課金システム）
- (5) 交通計画
- (6) 共通課金システム構築
- (7) ITS設計
- (8) ITS運用1（都市内）
- (9) ITS運用2（周辺環状道路）
- (10) 積算
- (11) 交通需要予測・経済分析
- (12) 財務分析
- (13) 業務調整/ITS計画補助

9 特記事項

- (1) 共同企業体の結成を認める予定です。
- (2) インド国側は早急にITS全体を包括する枠組み・計画を整備すること、緊急度の高い事業は速やかに事業化を検討する意向であるため、調査開始後6か月までにインド国側が事業化を検討できる精度での概算事業費を含めたベンガルールのマスタープランを策定し、調査開始後9か月までにマイソールのマスタープランを策定することとしています。
- (3) マイソールは、観光及び環境保全を重視した都市開発といった都市の特性を踏まえ、ベンガルールのシステムとの共通性を持たせることに留意し、ベンガルールのマスタープランを準用した形でマスタープランを策定することとしています。
- (4) インド国側は公共交通への移動手段の転換及び公共交通の利便性向上を促すため、渋滞課金システム及び共通カードの導入に高い関心を示していることからこれらをコンポーネントに含めることとしています。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。

